

8 全美連発第 296 号
令和 8 年 7 月 8 日

各都道府県美容組合 御中

全日本美容業生活衛生同業組合連合会
(公 印 省 略)

クレジットカード決済代行会社「全東信」関係について

標記の件については、本日、令和 8 年 7 月 8 日付 8 全美連発第 295 号文書にてご連絡をしているところですが、本件について、厚生労働省生活衛生課より、下記のとおりアドバイスがございましたのでご連絡いたします。

記

【各事業者様が取るべき主なご対応】

1. 未入金額の特定と証拠保存

「最後に入金があった日」から最終利用日までの売上をレシートや日計表から集計。

2. 資金繰り対策

セーフティネット貸付等：日本政策金融公庫

経営セーフティ共済（倒産防止共済）：加入している場合、回収困難となった売掛金の
額の範囲内無利子・無担保で貸し付け。

3. 債権回収および法的・税務上の手続

破産債権の届出：

- ・破産管財人（印藤弘二弁護士）から通知される期間内に、未入金分の「破産債権届出書」を提出する。
→配当の期待値は低いものの、上記のような公的支援等の貸倒処理の際に必要。
- ・回収不能が確定した売上金は、税務上の損失（貸倒損失）として計上する。

以上